(防災局防災情報室)

#### (要旨)

平成15年5月の中央防災会議で東海地震対策大綱が策定され、同年7月に東海地震緊急対策方針が閣議決定された。その中で、東海地震発生時等の住民等の的確な対応を確保するためには、自宅だけでなく公共建築物の耐震性の把握が不可欠であることから、災害時の拠点となる学校、病院、市役所等の公共建築物について、耐震診断実施状況や実施結果をもとにした耐震性に係るリストを作成し、住民に周知するよう示された。

この方針を受け、本県は平成 16 年 4 月 26 日に県が所有する公共建築物の耐震性能 を公表した。

### (概要)

# 1 公表建築物(845施設 3,170棟)

		災害時の拠点となる建築物(1,209 棟)	施設名
	ア	災害応急対策全般の企画・立案、調整、警戒、情報収集・伝達等を行なう施設 (463 棟)	県庁、総合庁舎、警察本部、警 察署、警察官駐在所など
	1	住民の避難所等として使用される施設 (647 棟)	県立高等学校校舎(盲、聾、養     護学校を含む。) 体育館など
	ウ	救急医療等を行なう施設 (24 棟)	県立総合病院、県立こころの医療センター、県立こども病院、 静岡がんセンター
	Н	災害時要援護者を保護、入所している施設 (41 棟)	社会福祉施設など
	オ	道路、港湾、漁港、土地改良施設等の応急 復旧を行なう施設 (22 棟)	土木事務所、農林事務所など
	カ	清掃、防疫その他保健衛生に関する事項を 行なう施設 (12 棟)	健康福祉センターなど
(	2)	多数の者が利用する建築物 (1,119 棟)	草薙総合運動場、中央図書館、 校舎以外の学校施設など
(	3)	· 県営住宅 (643 棟 )	県営住宅 101 団地、団地内の集 会場
(	4 )	その他主要な建築物 (199 棟)	工業技術センター、農業試験場 など

### 2 建築物の耐震性能に基づくランク付け

本県が独自に策定した判定基準に基づき、耐震性能を4段階(a、b、、)にランク分けした。

# (1)本県独自の判定基準

旧基準の建築物	耐震診断判定基準
(昭和56年5月31日以前に旧耐震基準で建築されたもの)	(平成 14 年版)
新基準の建築物	静岡県構造設計指針・同解説
(昭和56年6月1日以降に新耐震基準で建築されたもの)	(平成 14 年版)

# (2) 各ランクの耐震性能

- / H									
ランク		東海地震に対する耐震性能	備考欄						
	a	耐震性能が優れている建物。 軽微な被害にとどまり、地震後も建物を継続して使用 できる。	災害時の拠点となりう る施設						
	b	耐震性能が良い建物。 倒壊する危険性はないが、ある程度の被害を受けるこ とが想定される。							
		耐震性能がやや劣る建物。 倒壊する危険性は低いが、かなりの被害を受けること も想定される。	建物の継続使用の可否 は、被災建築物応急危険 度判定士の判定による。						
		耐震性能が劣る建物。 倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想 定される。							

建築基準法上で耐震性を有するとされる建築物はランクとランク

### 3 公表建築物のランク付けの結果

不足来的のファブリアの個木					未	計
	а	b			診断	(棟数)
(1)災害時の拠点となる建築物		212	131	187	32	1,209
ア 災害応急対策全般の企画・立案、調整、警戒、情報収集・伝 達等を行なう施設	312	44	51	29	27	463
イ 住民の避難所等として使用される施設	278	149	66	152	2	647
ウ 救急医療等を行なう施設	20	1	3	0	0	24
エ 災害時要援護者を保護、入所している施設	14	8	11	5	3	41
オ 道路、港湾、漁港、土地改良施設等の応急復旧を行なう施設	18	4	0	0	0	22
カ 清掃、防疫その他保健衛生に関する事項を行なう施設	5	6	0	1	0	12
(2)多数の者が利用する建築物		99	183	254	13	1,119
(3)県営住宅		537	23	0	68	643
(4)その他の主要な建築物		56	16	10	31	199
計	1,318	904	353	451	144	3,170
	41.6%	28.5%				
耐震化率	70.	1%	11.1%	14.2%	4.6%	100%

建築基準法上の耐震化率:81.2%((ランク +ランク )/計(棟数))

### 4 公表の方法

施設別、棟別に公表リストを次の方法で公表した。

- (1)防災局のホームページに登載
- (2)閲覧できるように県民サービスセンター、県行政センター、市役所、町村役場に 配架